

岩手県教育委員会の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎 安弘

岩手県教育委員会規則第 8 号

岩手県教育委員会の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則(平成 12 年岩手県教育委員会規則第 15 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第 3 条 [略]	第 3 条 [略] 第 4 条 条例別表第 2 の 36 の 5 の項の規則で定めるものは、 <u>市町村立学校職員給与負担法第 1 条に規定する職員に係る次に掲げる事務とする。</u> (1) <u>単身赴任手当に関する規則(平成 2 年岩手県人事委員会規則第 1 号)第 7 条第 1 項の規定による単身赴任届の受理、第 8 条の規定による届出に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定並びに第 10 条の規定による確認</u> (2) <u>寒冷地手当の額等を定める規則(平成 17 年岩手県規則第 82 号)第 6 条第 2 項及び第 7 条の規定による額の認定</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 21 年 3 月 31 日までの間におけるこの規則による改正後の岩手県教育委員会の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則第 4 条第 2 号の規定の適用については、同号中「寒冷地手当の額等を定める規則」とあるのは「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成 16 年岩手県条例第 71 号)附則第 3 項及び第 4 項の規定により支給する寒冷地手当の額並びに寒冷地手当の額等を定める規則」と、「規定による額」とあるのは「規定による額並びに附則第 3 項第 1 号及び第 4 項の規定により支給する寒冷地手当の額」とする。